

「総合評価に係る提案書」に関する留意事項

1 提出書類について

本契約に必要な総合評価の評価資料として、次の資料を提出すること。

(1) 飲料自動販売機設置に係る提案書（以下「提案書」という。）

「東京都立光明学園における飲料自動販売機設置契約使用者決定基準」及び別紙1「販売実績」に留意の上、仕様書に基づき作成すること。

(2) 申立書（別紙2）

申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、又は、食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けたことがないことの申立

(3) 印鑑証明書

(4) 登記簿謄本

個人で商号を用いている場合は商号登記簿謄本

個人で営業している場合は市区町村長の発行する身分証明書

(5) 納税証明書

申請時を基準として直前1カ年の営業年度分とし、法人の場合は法人税及び法人事業税（いずれも、確定申告分）、個人の場合は、所得税及び個人事業税の納税証明書。ただし、納税実績のない場合はその理由を詳記した書面及び都民税並びに都内における主たる固定資産税の納税証明書

(6) 財務諸表

申請時を基準として直前2カ年の営業年度分とし、法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書、個人の場合は、収支計算書及び営業用純資本計算書

2 提案書の作成方法について

(1) 様式

ア 様式は、任意様式とする。

イ すべてA4版で作成すること

ウ 表紙の次のページからページ番号を記載すること。

(2) 提案書は、正本として、表紙に商号又は名称、住所、代表者氏名（代理人の登録がある場合には代理人の住所及び氏名）、担当者氏名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載すること。

また、副本は、表紙への商号又は名称等の記載はせず、提案書本文についても、社名、ロゴマーク及び背景色等、提案者の企業名等が特定・類推できる情報の記載を行わないこと。

ただし、飲料メーカーやブランドの記載は可とする。

(3) 上記を満たした提案書でない場合は、審査対象としないことがあるため注意すること。

3 提出方法等について

(1) 提出部数

ア 提案書

(ア) 正本（紙） 1部

(イ) 副本（紙） 14部

(ウ) CD-R（W）又はDVD-R（W） 1部

イ 申立書 1部

ウ 印鑑証明書 1部

エ 登記簿謄本 1部

オ 納税証明書 1部

カ 財務諸表 1部

(2) CD-R（W）又はDVD-R（W）の作成方法

ア 提案書の正本及び副本のPDF形式の電子ファイルを記録したものを1部提出すること。

イ CD-R（W）又はDVD-R（W）及びそのケースにはラベルを貼付すること。

ウ CD-R（W）又はDVD-R（W）の作成に当たっては、あらかじめ最新のウイルス定義ファイルにアップデート済みのウイルスチェックソフトによるチェックを行うこと。

エ ラベルの記載項目の例を、以下「ラベルの記載項目（例）」に示す。

【ラベルの記載項目（例）】

件名	都立光明学園における飲料自動販売機設置に係る提案書
会社名	〇〇〇〇株式会社
ウイルス対策ソフト名	〇〇〇〇
ウイルス定義	令和〇年〇月〇日版
チェック年月日	令和〇年〇月〇日

(3) 提出方法及び期限

ア又はイのいずれかの方法によること。

ア 郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）による方法

(ア) 受領期限 令和7年2月6日（木） 必着

(イ) 宛先 〒156-0043 東京都世田谷区松原六丁目 38 番 27 号
東京都立光明学園経営企画室

イ 持参による方法

(ア) 受領期限 令和7年2月7日（金） 15時必着

(イ) ア(イ)に同じ。

ウ 提出した提案書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

エ 書類の作成に要する費用は、申し込む者の負担とする。

また、申し込みのために提出された資料は返却しない。

オ 提案書及び参考資料として提出した書類は、東京都立光明学園における飲料自動販売機設置契約の総合評価に関してのみ使用する。

4 その他

書類提出日以後、内容について確認が必要な場合は、随時、東京都立光明学園経営企画室より連絡する。